

介護保険法に基づく業務管理体制の整備に係る届出事務の事務移譲について

介護サービス事業所等のすべてが、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の一の市の区域内に所在する事業者（法人）に係る「介護保険法に基づく業務管理体制の整備に係る届出事務等」について、平成 25 年 4 月 1 日から所在市が行うこととなります。

○ 届出先等

区 分		24 年度	25 年度
① 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者			
ア 事業所等が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者		厚生労働省	
イ 上記以外の事業者		地方厚生局	
② 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が兵庫県内の同一市町内に所在する事業者		各市町	
③ 上記の①②以外の事業者			
ア 事業所等のすべてが「神戸市」市内に所在する事業者 事業所等のすべてが「姫路市」、「尼崎市」、「西宮市」のいずれかの同一市内に所在する事業者		高齢社会課 法人所在地を管轄する健康福祉事務所	神戸市 姫路市、尼崎市、 西宮市
イ ③アに該当しない事業者	(ア) 法人が神戸市以外の兵庫県内の市町に所在する事業者	法人所在地を管轄する健康福祉事務所	
	(イ) 法人が神戸市及び兵庫県以外に所在する事業者	高齢社会課	

1 移譲する事務の具体例

整備の届出（新規、区分変更）の受理、変更の届出の受理、検査事務 など

2 移譲する期日

平成 25 年 4 月 1 日

3 対象事業者

介護サービス事業所等のすべてが、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の一の市の区域内に所在する事業者

4 その他（留意事項）

事業所等の指定等により、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市以外で事業所の指定を受けた場合は、届出先区分が変更となるため、県等の所管となる。